

納税ニュース

平成30年2月1日(木) 第60号

編集・発行: 鹿嶋市総務部収納課

〒314-8655 鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-7754

市税等の納税相談窓口について

平日の日中に市役所へ来庁できない方のために、下記の日時にて納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

●休日開庁日(毎月第2, 第4日曜日) *休日開庁日は納付もできます。

午前の部 午前8時30分 から 午前12時00分まで

午後の部 午後1時00分 から 午後5時15分まで

納税に関するQ & A

Q 市税を滞納するとどうなりますか？

A 鹿嶋市では市税を滞納された方に対して督促状や催告書を送付し、できるだけ早く完納していただくようお願いしております。

それでも完納していただけない場合は、財産(給与、預金、不動産、動産等)の調査を行い、差押えを行います。差押さえた財産は、換価し未納の市税に充てられます。

Q 税金を納め過ぎてしまった場合はどうなるのですか？

A 二重に納付してしまったり、課税の更正等によって市税を納め過ぎとなった場合は、還付又は充当いたします。その際には、「納めすぎた税などを還付(充当)するお知らせ」を送付いたします。還付金の受け取り方法は、原則口座振込となります。

Q 口座振替日に残高がなく、振替ができなかったのですが、どうしたらよいですか？

A 振替納付ができなかった場合には、納付書により納付いただいています。納付書の発行につきましてはお手数ですが収納課へ依頼をお願いします。

なお、口座振替日は納期限の日ですので、残高不足とならないよう前日までに残高の確認をお願いします。

Q 市税の引落口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A 引落口座を変更するには、「旧口座の取消届」と「新たに引落しを希望する口座の新規申込書」を、該当する金融機関または収納課の窓口に提出してください。

ただし、ゆうちょ銀行の手続きは、収納課では取扱いできませんので、ゆうちょ銀行で行ってください。

不動産の公売参加のご案内

鹿嶋市では、下記のとおり不動産公売を実施します。また、中止になる場合もございますので、事前にお問い合わせの上、ご参加ください。

【公売物件一覧】

売却区分番号	K29-6	K29-7
見積価額	50,000円	250,000円
公売保証金	10,000円	30,000円
財産種別	土地	店舗(木造スレート葺平屋建)
財産所在地	鹿嶋市大字平井字新押合20番地166	鹿嶋市大字平井字新押合20番地164
土地の地積	66㎡	—
床面積	—	1階 69.40㎡

1. 公売の種類 インターネット公売(期間入札)
2. 公売ホームページ YAHOO! JAPAN官公庁オークション
3. 参加申込期間 平成30年 2月15日(木)午後 1時00分から
平成30年 2月27日(火)午後11時00分まで
4. 入札期間 平成30年 3月 6日(火)午後 1時00分から
平成30年 3月13日(火)午後 1時00分まで
5. 売却決定日 平成30年 3月20日(火)午前10時00分まで
6. 代金納付期限 平成30年 3月20日(火)午後 2時00分まで



《お問合せ先》

鹿嶋市総務部収納課

TEL:(代表) 0299-82-2911

FAX: 0299-84-7754

HP: <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

※予定は変更になる場合があります。

※事前にYAHOO! JAPANのIDを取得する必要があります。

※詳細につきましてはYAHOO! JAPAN官公庁オークションのホームページよりご確認ください。

納期限のご案内

- 2月28日(水)
- 国民健康保険税 第8期
 - 後期高齢者医療保険料 第8期
 - 介護保険料 第6期

※納期限を過ぎると、**年利8.9%の延滞金**が加算されます。
また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付されます。

